

温室効果ガス算定排出量の報告等に関する命令の一部を改正する命令案 新旧対照条文

温室効果ガス算定排出量の報告等に関する命令（平成十八年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（権利利益の保護に係る請求の方法）</p> <p>第六条 特定事業所排出者が行う法第二十一条の三第一項の請求は、毎年度六月末日までに、第四条第一項に規定する報告書と併せて、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行わなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項に規定する請求書の様式は、様式第一の二によるものとする。</p>	<p>（権利利益の保護に係る請求の方法）</p> <p>第六条 特定事業所排出者が行う法第二十一条の三第一項の請求は、毎年度六月末日までに、第四条第一項に規定する報告書と併せて、次の各号に掲げる事項を記載した書類を提出して行わなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>2 （略）</p>